

議案第 1 号

富津市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年 6 月 2 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例の創設、固定資産税に係る課税標準の特例の創設、軽自動車税の税率の特例の創設等を内容とする地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が平成27年4月1日に施行されたこと等により、富津市税条例等の一部を改正する条例を特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専決第 1 号

専決処分書

富津市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

平成27年 3 月31日

富津市長 佐久間 清 治

富津市税条例等の一部を改正する条例

(富津市税条例の一部改正)

第1条 富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第48条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第50条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第57条及び第59条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条を次のように改める。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知

書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。
- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。
- 4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

- 第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第7項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 8 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）及び第13条の3中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条の2第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円

	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（富津市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 富津市税条例等の一部を改正する条例（平成26年富津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中富津市税条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第2号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。）」に、「附則第3条」を「附則第3条第1項」に改め、同条第4号中「第52条第1項及び」の次に「第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分に限る。）及び同号イの改正規定、同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第4条」を「附則第3条第2項、第4条」に改める。

附則第3条中「第82条」を「第82条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第5条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中富津市税条例等の一部を改正する条例附則第1条第2号及び第4号並びに第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の富津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する同条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第8項の規定は、施行日以後に新築される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。